

全員協議会会議録

本会議前後

(質疑応答のみ)

令和6年6月3日

(開会宣言 午前9:55)

議長

(挨拶)

本日は、全員が出席されております。

それでは、早速ですが協議に入ります。

去る5月24日に議会運営委員会が開催されておりますので、その会議結果の報告を委員長に求めます。

高橋議員。

議会運営委員長

それでは、議会運営委員会の会議の結果を報告いたします。

去る5月24日午前10時から議会委員会室において、議員6人及び議長の出席の下に本委員会を開会し、今定例会に付議された議案の取扱い、日程等について協議をいたしました。

委員会には、説明のため総務課長の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

以下、本委員会で協議された主な事項について申し上げます。

まず、今定例会における付議事件は、専決処分の承認を求めることについてが3件、令和6年度一般会計及び特別会計の補正予算関係が4件、条例の制定についてが6件の合計13件であり、諸般の報告では令和5年度繰越計算書の報告が6件ございます。

これらについて、その概要を総務課長から説明を受けました。その後、これら議案についての取扱いについて協議し、それぞれ所管の常任委員会にその審議を付託することに決定いたしました。

各常任委員会に付託されます議案は、予算決算常任委員会が議案第39から第42号までの4議案、総務文教常任委員会が議案第36から第38号及び議案第43号の4議案、産業厚生常任委員会が議案第44号から第48号までの5議案となります。

次に、一般質問の件についてですが、今定例会は、通告者は4名でありますので、6月5日の午前10時から1日で行うことに決定いたしました。

現地視察につきましては、種々検討いたしましたが、今定例会では行わないことにいたしました。

また、今会期中に全員協議会を開会について、現在のところ理事者側から協議の申し出があった案件は、「国民保護法の改正について」の1件ですが、追加で申出があった場合は御協議をお願いし

たいと思います。

各常任委員会につきましては、6月6日午前10時から予算決算常任委員会、6月10日午前10時から総務文教常任委員会、6月12日午前10時から産業厚生常任委員会を、いずれも全員協議会室で開会することとし、6月17日は午前10時から原子力発電所特別委員会、同日午後1時30分から議員報酬など議会改革特別委員会また、6月19日午前10時から全員協議会をそれぞれ開会することに決定いたしました。

なお、6月4日、7日、11日、13日、14日、18日及び20日については予備日といたしました。

以上、これらを考慮いたしまして日程調整しました結果、今期定例会の会期は本日から6月21日までの19日間とすることに決定いたしました。

本定例会の日程につきましては、別紙日程表のとおりでございますが、本日は、この後、本会議を開会し、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案上程の後、委員会付託を行い、休憩して全員協議会を開催いたしまして、議案の詳細説明を受けることといたします。

最終日の21日は午前10時から本会議前の全員協議会、その後に本会議を開会いたしまして、初日に上程されました議案について、委員長報告、質疑、討論、採決という日程で行いたいと思います。

以上のとおり、今定例会の運営に係ります協議を終了しました。

次に、陳情書1件について、その取扱いの説明を受けました。この陳情は、美浜町議会請願及び陳情取扱要綱により、議長預かりとなることを議長から説明を受けました。

次に、9月定例会の会期及び日程についても協議を行いました。正式日程は、議案数や内容等により定例会直前の本委員会で決定することになりますが、現段階では9月2日から9月26日までの25日間の会期と決定いたしました。

以上のとおり協議を行い、午後0時20分に本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、議会運営委員会の会議の結果報告を終わります。

議

長

以上です。

議会運営委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告の事項に関して、質疑はございますか。

(なしの声あり)

議

長

質疑はないようですので、議会運営委員長の報告を終わります。

本定例会における提出議案及び日程等につきましては、ただいま議会運営委員長から報告のあったとおりでございます。

各議案等について付託いたします各常任委員会におかれましては、よろしく御審査並びに御協議をお願いいたします。

次に、議事運営の日程でございますが、議会運営委員長からの報告があったとおり、この後、本会議を開会し、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案上程の後、委員会付託を行い、休憩して全員協議会を開会いたしまして、議案の詳細説明を受けることにいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で全員協議会を終了いたしますので、ただいまから本会議を開会いたしますので、議場へお集まりください。よろしくお願い申し上げます。

(閉会宣言 午前 10 : 04)

(開会宣言 午前 11 : 02)

議

長

ただいまから、全員協議会を開会いたします。

それでは、先ほど上程されました各議案のうち、予算決算常任委員会への付託議案以外の9議案について、それぞれの議案ごとに、理事者から詳細説明を受け、質疑を行いたいと思っております。

各課長におかれましては、簡潔に要点を要領よく御説明をいただきたいと思っております。

各議案については、委員会に付託し審議されますので、議員におかれましては、全員協議会における質疑を、統括的または大綱的なものにとどめていただきますよう、御協力をお願いいたします。

それでは初めに、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について)、理

	事者の説明を求めます。
	税務課長。
税務課長	(詳細説明)
議長	議案第36号の説明は終わりました。
	この件に関し、質疑はございませんか。
	(なしの声あり)
議長	質疑がないようですので、これで、議案第36号の質疑を打ち切ります。
	次に、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、理事者の説明を求めます。
	税務課長。
税務課長	(詳細説明)
議長	議案第37号の説明は終わりました。
	この件に関し、質疑はございませんか。
	(なしの声あり)
議長	質疑がないようですので、これで、議案第37号の質疑を打ち切ります。
	次に、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、理事者の説明を求めます。
	総務課長。
総務課長	(詳細説明)
議長	議案第38号の説明は終わりました。
	この件に関し、質疑はございませんか。
	(なしの声あり)
議長	質疑がないようですので、これで、議案第38号の質疑を打ち切ります。
	次に、議案第43号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、理事者の説明を求めます。
	総務課長。

総務課長	(詳細説明)
議長	議案第４３号の説明は終わりました。 この件に関し、質疑はございませんか。 幸丈議員。
幸丈議員	ちょっと、一つ教えてください。この特殊手当の１日につき３，３００円なんですけど、これというのは、例えば半日出たら、半分の１，６５０円になるとか、どういうふうな管理というか、計算になるんですかね。
議長	総務課長。
総務課長	１日という単位でございますので、半日でも１日という形で考えております。
議長	よろしいですか。 ほかございませんか。
	(なしの声あり)
議長	質疑がないようですので、これで、議案第４３号の質疑を打ち切ります。 次に、議案第４４号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、理事者の説明を求めます。 健康福祉課長。
健康福祉課長	(詳細説明)
議長	議案第４４号の説明は終わりました。 この件に関し、質疑はございませんか。
	(なしの声あり)
議長	質疑がないようですので、これで、議案第４４号の質疑を打ち切ります。 次に、議案第４５号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、理事者の説明を求めます。 健康福祉課長。
健康福祉課長	(詳細説明)
議長	議案第４５号の説明は終わりました。

	この件に関し、質疑はございませんか。
	竹仲議員。
竹仲議員	改正内容の（２）の利用者からの交通費の受領なんですが、ここに書いてある通常の実施地域以外の地域の居宅というのは、美浜で言うと、どういうところから、どういう場所になるんです。
議 長	健康福祉課長。
健康福祉課長	指定を受けるときに、その区域を定めるようになっていまして、この辺の事業所ですと、美浜、三方とか、そういう指定をしていますので、それ以外のところだと、交通費をいただけるということになっております。
	以上です。
議 長	竹仲議員。
竹仲議員	ということは、事業者側が、そこへ訪問するときのお金であって、美浜町に住んでいる者が呼ぶ場合は、一切お金はかからないと考えたらいいんですか。
議 長	健康福祉課長。
健康福祉課長	指定、あくまでも申請の地域以外のところに行く場合にということです。
議 長	竹仲議員。
竹仲議員	ですから、今のは受領、受けている側は、なんらこれは関係ないとしてことやね。事業者側は請求できるというだけで、我々はそうやって、交通費を払わなあかん事態にはならないということで、よろしいんですね。美浜に住んでる場合は。
	だから、例えば、敦賀の事業者が来る場合やとお金がかかるとか、何かそんなことになるんですか。その辺をちょっと教えてほしい。
議 長	健康福祉課長。
健康福祉課長	利用者から支払いを受けることを可能とするということです。
議 長	竹仲議員。
竹仲議員	ですから、美浜町に住んでいる者が、我々が、これを介護を受けようとした場合ね、例えば、美浜町おる間は、その事業者にお金を払うことがあるのかないのか。どういった例の場合は、払わなあかんというのが、よく分からないんで教えてください。
議 長	健康福祉課長。

健康福祉課長	今回、この介護予防、指定介護予防支援事業者っていうのは、現状としましては、うちの地域包括のみとなっております。今、例えば、武生の事業者がうちの介護予防事業の指定を受けてするということになれば、そういう交通費というのは発生すると思いますが、今現状としましては、美浜町の地域包括支援センターが、今この介護予防事業者ただ1社のみとなっておりますので、現状としましては、美浜町民さんに、この交通費が発生することはないということになります。
議 長	竹仲議員どうぞ。
竹仲議員	例えばですね、ある家のばあちゃんか誰か、例えば、小浜に今いますよと。そこに地域包括センターありますよね、病院のほかに、ここで美浜とお話しますよね。そういった場合のその小浜の包括センターとか、それが、美浜にもし訪問された場合は、この交通費を取られることでいいんやろうか。何かそういうの具体例をちょっと教えてもらわんと。
議 長	健康福祉課長。
健康福祉課長	これは予防ですので、要支援者のみでございます。 美浜町に住んでられる方、どこか外の施設にいるとかっていうことは対象になりませんので、今、家にいて居宅のサービスを受けている、そういう方のみの予防の事業のみでございますので、よそに美浜町民さんが、多分、よそでその予防のサービスを受けるということはありませんので、それはございません。
議 長	委員会で議論していますが、別委員会やから聞いたらということですし。本委員会委員以外の議員として、いろいろ聞いたんで、詳しい話をお願いします。また後ほど。 ほかにありませんか。 (なしの声あり)
議 長	質疑はないようですので、これで、議案第45号の質疑を打ち切ります。 次に、議案第46号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、理事者の説明を求めます。 健康福祉課長。

健康福祉課長
議 長

(詳 細 説 明)

議案第 4 6 号の説明は終わりました。

この件に関し、質疑はございませんか。

竹仲議員。

竹仲議員

すみません。所管委員でないもので、ちょっと聞きたいんですけども。改正内容（１）の管理者が兼務できる事業所等の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合は、管理者本人が判断するんですか。それとも事業所が判断するのか。それとも、第三者的にこういう行政とか、誰かが判断してオッケーとなったら出せるんですか。これは、どういう判断の下に、この責務を果たせる場合なのか教えてください。

質問の意図は分かりますね。要するに、管理者がその責務を果たせる場合は、兼務できるって書いてあるんやね。その兼務できる要件として、本人が、私はできますよって言ったら、それで済む話なのか、事業所の中で話し合って、うちはできますよっていう話なのか、それとも第三者、行政とか、誰かが、これを見て、これやったら兼務してもいいですよ、駄目ですよって判断するのか。これはどういう状態で、この責任を果たせると判断するんですか。

議 長

難しいところやな。

健康福祉課長。

健康福祉課長

権利者の兼務の範囲ですが、申請が必要です。管理者としての届出が必要になりますので、事業者が判断して、届けをしていただくようなことになると思います。

以上です。

議 長

竹仲議員。

竹仲議員

ということは、それを提出された受けたところがオッケーを出すんですか。それとも、届出でするだけで、これでオッケーなんですか。その辺は、今、何とも分からないですか。

議 長

意味分かるかな。分かっとなるかな。

竹仲議員

質問の意図は分かりますか。大丈夫ですか。

議 長

課長、分からなんだら、委員会説明してもらったらいいいすし。

竹仲議員

次の委員会で、説明してもらったらいいいんで。

議 長

いいですか。

竹 仲 議 員	はい。
議 長	健康福祉課長。
健康福祉課長	すみません。確認して、次の委員会で回答させていただきます。
議 長	分かりました。もし、あったらでよろしいです。 ほかにありませんか。
	（なしの声あり）
議 長	質疑がないようですので、これで、議案第４６号の質疑を打ち切ります。 次に、議案第４７号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの利用の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、理事者の説明を求めます。
	健康福祉課長。
健康福祉課長	（詳細説明）
議 長	議案第４７号の説明は終わりました。 この件に関し、質疑はございませんか。
	（なしの声あり）
議 長	質疑がないようですので、これで、議案第４７号の質疑を打ち切ります。 次に、議案第４８号 美浜町産業団地事業特別会計減債基金条例を廃止する条例の制定について、理事者の説明を求めます。
	産業政策課長。
産業政策課長	（詳細説明）
議 長	議案第４８号の説明は終わりました。 この件に関し、質疑はございませんか。
	（なしの声あり）
議 長	質疑がないようですので、これで、議案第４８号の質疑を打ち切ります。 以上で、本日予定しておりました案件が終わりました。 これをもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。 理事者におかれましては、これで退席いただいて結構です。御苦労さまでした。

議員の皆さんは、連絡事項等がございますので、そのままお残りください。

(閉会宣言 午前 1 1 : 4 9)

会議の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

美浜町議会議長 川畑 忠之